

潜在的介護職員等活用推進事業委託業務公募型プロポーザル企画提案説明書

1 事業名

潜在的介護職員等活用推進事業委託業務

2 目的

道内の介護職員を安定的に確保するため、介護に関する資格を有していながら就業していない潜在的有資格者等を「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」（昭和60年法律第88号）に規定する労働者派遣事業及び「職業安定法」（昭和22年法律第141号）に規定する職業紹介事業の許可を有する者（以下「人材派遣会社」という。）が有期雇用契約労働者（以下「雇用契約者」という。）として雇用し、介護事業所等へ紹介予定派遣することにより、当該雇用契約者が、実際の就業を通じて就職先としての職場を見極める機会を提供することで、派遣期間終了後における派遣先での直接雇用に繋げる。

3 事業の内容

別添「令和5年度（2023年度）潜在的介護職員等活用推進事業実施要綱」のとおり

4 委託契約の方法等

（1）契約方法

随意契約

（2）契約の相手方の選定

当該委託業務の遂行方法について、企画提案書を審査会等において審査し、最良と認められる企画提案書を提出した事業者を随意契約の相手方とする公募型プロポーザル方式を採用する。

（3）契約の根拠

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号（不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。）及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）運用方針第3節関係1（2）（契約の目的物が代替性のないものであるとき。）に該当し、随意契約とする。

（4）契約期間

契約締結日から令和6年（2024年）3月31日

なお、契約締結日は令和5年（2023年）4月1日以降とする。

（5）契約書及び業務処理要領

選定された企画提案書を作成した事業者に対して別途作成・提示する。

（6）契約保証金

ア 契約を締結しようとするものは、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を納付すること。

イ 契約保証金の免除、納付方法等については、地方自治法施行令第167条の16、北海道財務規則第171条及び第172条の定めるところによる。

5 予算額上限

148,656千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

ただし、予算規模（148,656千円）のうち派遣職員人件費（給与・通勤手当等及び社会保険料等の事業主負担分）は105,346,920円を基準とする。

この金額は、現時点での業務規模を示すものであり、契約は別途設定する予定価格の範囲内で行う。

6 プロポーザル参加事業者の資格要件

次のいずれにも該当すること。

- (1) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（労働者派遣法）第5条に規定する一般労働者派遣事業者としての許可を受けていること。
- (2) 職業安定法第30条に規定する有料職業紹介事業者としての許可を受けていること。
- (3) 道内に本社又は事業所（本業務を実施するために設置する場合を含む。）を有する法人であること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者に該当していないこと。
- (5) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されていないこと。
- (6) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (7) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札等への参加を除外されていないこと。
- (8) 暴力団関係事業者等ではないこと。
- (9) 次に掲げる税を滞納している者ではないこと。
 - ア 道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）
 - イ 本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合は除く）
 - ウ 消費税及び地方消費税
- (10) 次に掲げる届出の義務を履行していない者ではないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）
 - ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
 - イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
 - ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

7 プロポーザル審査の考え方

審査会等における審査において重視する項目は以下のとおりである。

- (1) 企画提案事業者の業務遂行能力
 - ・ 当該委託業務を遂行するに必要な体制が確保されているか。
 - ・ 当該委託業務の実施に関するノウハウ、実績を有しているか。特に介護職員の派遣に係る実績があるか。
- (2) 事業の効果的な実施に向けた取り組み
 - ・ 施設・事業所等への事業の周知・募集方法が具体的かつ効果的なものとなっているか。
 - ・ 潜在的有資格者等の募集・選考の方法、雇用計画が適切なものとなっているか。
 - ・ 申請の受付から、調整・マッチング、派遣決定、派遣に至るまでの手続が円滑に進むよう配慮されているか。
 - ・ 派遣期間終了後の直接雇用につながる支援体制が確保されているか。
- (3) 道内各地域での事業の展開能力

- ・ 道内各地域をカバーできる体制又はカバーできる実施方法となっているか。
- ・ 札幌圏以外の地域での事業の展開が期待できるような企画内容となっているか。

8 手続等

(1) 担当部局

北海道保健福祉部高齢者支援局高齢者保健福祉課介護人材係

住 所：〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

電 話：011-231-4111（代表） 内線25-676

011-204-5272（直通）

FAX：011-232-8308

(2) 企画提案説明書の交付期間及び交付場所

ア 交付期間 令和5年（2023年）2月15日（水）から令和5年（2023年）3月15日（水）まで（交付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで）

イ 交付場所 上記担当部局又は北海道保健福祉部福祉局地域福祉課のホームページ（<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/khf/jinzai/senzaiproposal.html>）からのダウンロードによる。

ウ 資格審査申請書の提出

- ・ 提出部数 1部
- ・ 提出場所 上記（1）に同じ
- ・ 提出期限 令和5年（2023年）3月1日（水）午後5時まで
- ・ 提出方法 持参又は郵送（書留郵便）による
- ・ 申請書の内容 別紙様式による

エ 企画提案書の提出

- ・ 提出部数 9部（事業者名を記入したもの～1部、事業者名を記入してないもの～8部）
- ・ 提出場所 上記（1）に同じ
- ・ 提出期限 令和5年（2023年）3月15日（水）午後5時まで
- ・ 提出方法 持参又は郵送（書留郵便）による
- ・ 企画提案書の内容 別紙様式の記載内容に基づき作成すること。様式はA4縦判（表紙を含めず10枚以内）とする。

オ プロポーザルに関するヒアリング

企画提案書の内容についてヒアリングを実施するが、日時及び場所について別途通知する。
なお、ヒアリングには、当該事業の責任者となることを予定している者が必ず出席すること。

9 その他

(1) 企画提案書が次のいずれかに該当する場合には無効となることがあるので留意すること。

- ・ 提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの
- ・ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- ・ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- ・ 虚偽の内容が記載されているもの

(2) プロポーザルのヒアリングに参加しなかった場合のプロポーザルは無効とする。

(3) 企画提案に係る経費は、企画提案を行う法人の負担とする。

(4) 提出期限以降における企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。

- (5) 企画提案の採否については、文書で通知する。
- (6) 提出された企画提案書は返却しない。